

「共同親権に関わる市の対応について」と「阪急園田駅前ロータリーについて」2点を質問致します。

共同親権・共同養育の推進については、日本維新の会は公約に掲げています。

毎年約21万人の子どもが親の離婚により、そのうち約7割の子どもが離れて暮らすことになり、約15万人の子ども達はその離れて暮らす親と自由に会えないと言われていています。それは、約1割のDV離婚の親を守るために、そのほとんどの子ども達が他方の親と自由に会えなくなっています。

そして、離婚後、親権を失った親は、子どもがどこに住んでいるか分からない、学校行事にも参加できない等、子どもの成長に関わる事が一切出来ません。

未成年の子どもがいる夫婦が結婚している間は、子の親権は父母が共同で持ちますが、離婚後は民法819条により単独親権になり、父母どちらか1人が親権者になります。

また、最近多く報道されている児童虐待事件ですが、そのほとんどがシングルマザー家庭における、新しい彼・同居人・再婚相手が加害者で、これらも自由に面会が出来ていれば防げた事件ではないかともお聞きします。

私自身も上の子が2歳、下の子が0歳10か月の時、今から17年前に離婚をしてシングルマザーになりました。当時、私は子ども達を面会交流させたくない気持ちがあり、連絡を閉ざし、住所も隠して過ごしてきました。

そして、今から3年半前の、子どもが中学1年生と3年生の時に「お父さんに会ってみたい。」と相談されました。父親の存在を知らずに成長し、学校での友達との会話からも、父親は、どんな人なのか、知りたくなったようです。

離婚をして母子家庭となったため、仕事と育児で肉体的にも精神的にも余裕がありませんでした。

月日が経ち、子ども達も大きくなり、それぞれの環境の変化によって気持ちにも余裕が生まれ、そのタイミングが合致した時だからこそ、私も子ども達を父親と引き合わせても良いと思えました。

双方の思いを経験した今だからこそ、このテーマの質問が出来ると今回、取り上げる事に致しました。

日本が26年前に批准した国際条約「子どもの権利条約9条」には、子どもの権利として「父母から引き離されない権利」があります。

子ども達が離れて暮らす親に会いたいと権利を主張したのに、同居の親が会わさないと条約違反であり、精神的虐待になります。

同居の親が他方の親と会いたくないのであれば、例えば、明石市が取り組む市の公共施設を利用して職員が交流支援を行い、第3者機関（面会交流支援団体）による交流も可能です。

私が今からする質問は、1980年に採択されたハーグ条約を論拠として行います。

まず、ハーグ条約とは、国境を越えた子どもの不法な連れ去りや、留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子どもを元の居住国に返還するための手続や、国境を越えた親子の面会交流の実現のための、締約国間の協力等について定めた条約です。

これは、日本人と外国人との間の国際結婚・離婚に伴う子どもの連れ去り等に限らず、日本人同士の場合も対象となります。

2014年4月1日に日本が締約国となって以来、日本の外務省では、ハーグ条約に基づく返還援助申請及び面会交流援助申請の受付・審査や当事者間の連絡の仲介、外務省の費用負担による裁判外紛争解決手続機関（ADR）の紹介、弁護士紹介制度の案内、面会交流支援機関の紹介等の支援を行っています。

日本の民法においても、これまでに766条の改正、820条、822条、834条の改正、また児童福祉法に基づき、未来ある子ども達の権利を守ってきたはずです。

ここで質問です。

質問1-1：本市のハーグ条約に対する認識はどの様なものですか。

質問2-1：2点目は、私の地元でもある東園田町において、いくつかの重要な懸案事項がありますが、その中でも阪急園田駅北側の駅前ロータリー整備については現在、多くの地権者や商店街の方、及び阪急園田駅利用者の方から多数のお問い合わせを頂戴しているところでございます。

「阪急園田駅前周辺まちづくり協議会」について、現在の行政側との進捗についてお伺いいたします。

今、現時点での阪急園田駅前ロータリー整備の必要性について、何故行わなければいけないのか、発端についてとその整備を行う目的、及び期待される駅周辺と尼崎市全体への、波及効果予想についてお答え下さい。

2問目からは一問一答で質問します。

質問1-2：本市は、離婚後の子どもの共同親権について、どのような認識をお持ちでしょうか。

質問 1 - 3 :

別居や離婚における親子の面会交流について、市の認識と関わり方は、どの様な状況ですか。

質問 1 - 4 : 現在の運用では、共同親権中の別居でも「同居の親の一存」で、子どもにすれば両親共に来てほしいと思っても入学卒業式、体育祭や授業参観などの学校行事に参加することが出来なくなります。

1 割の離婚理由の DV や児童虐待で離婚された親と子ども達を守ることは、親の都合で離婚した他の 9 割の子ども達の学校行事から別居の親を排除されている、という現実があります。

DV の判断も法で決められていない虚偽の DV の相談だけで、住所秘匿されている支援措置制度（虚偽 DV）により、住民票を取り扱う窓口で相談すると証明書を発行し、DV と判断されている実態があります。DV 証明書を学校に提出して DV 離婚したことを伝えると、学校側が不法侵入で 110 番通報することが全国でも起こっています。

一方の意見だけを聞くだけで虚偽の DV 相談証明書が発行され、でっちあげ DV 加害者にされている現状は不条理であると思います。

離婚しても親には変わりなく、同居の親の一存で、離れて暮らす親が学校行事に参加出来ないこと、子どもの権利条約からみても、子ども達が望んでいることを同居の親が拒むことは、精神的児童虐待であると思います。

本市において、このような実態の有無と、保育園・幼稚園・学校における別居や離婚されたご家庭の子どもに関わるケアについて、それぞれの担当所管は、現場の教職員にどのような指導をされておられるのでしょうか。

質問 1 - 5 : 母子、父子家庭への養育費について、昨年 6 月定例会の一般質問で土岐議員も質問をされておられますが、私も関連して質問致します。

厚生労働省の「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、養育費を受け取っている母子世帯の母が 24.3%、父子世帯の父が 3.2%、全く受給したことのない母子世帯は 56%です。

全く支払われていないということは、養育費について離婚時に話し合いが持たれていないということで、これが日本で養育費の受給率が低い理由の大きな原因の一つです。

養育費の取り決めをしなかった理由は、相手と関わりたくないが 31.4%、相手に支払う能力がないと思ったが 20.8%、相手に支払う意思がないと思ったが 17.8%、取り決め交渉が煩わしいや取り決め交渉をしたがまとまらなかったが 5.4%、相手から身体的・精神的暴力を受けたが 2.8%等、また離婚するのに精一杯で頭が回らなかったという声もあります。

養育費の取り決めをせずに離婚している方がほとんどです。

日本養育費回収機構のデータによると、日本では養育費の未払いは約8割です。養育費の取り決めをせずに離婚しているケースが大半です。これは国の問題ですが、養育費を受給する為の改善を進めなければならないと思います。

配布資料をご覧ください。これは、本市の離婚届けです。

右下の文字が小さいですが、「面会交流についての取決めをしているのか」「養育費の分担について取決めをしているのか」のチェック欄があります。

平成24年4月1日に国からの通達で民法改正された時に、本市も離婚届けに記載されるようになり、平成31年1月1日には更に周知の為に改められた、離婚届には離婚届けを受理する際に、窓口で面会交流や養育費の分担について記載がされています。

私が離婚した平成14年には、この記載はありませんでした。

面会交流についての取決めや養育費の分担についての取決めを「まだ決めていない」にチェックをした市民の方への窓口での対応はどうされていますか。

質問1-6：各市町村で離婚前の「養育計画書」の提出を義務付けるべきだと思います。現状課題として養育費のルールを作り、計画書の中に面会交流と養育費の取り決め等の子どもの利益・福祉にかなう条項を入れる等のお考えはありませんか。

質問1-7：養育費と面会交流は両輪であると思います。

大阪市は養育費や公正証書等の作成費に補助を出し、明石市は、養育費をひとり親に代わって民間の保証会社が立替えを行う「明石市養育費立替パイロット事業」を試験的に2年間今年いっぱい行い、今年度はコロナ対策の補正予算として、全国初の公的な立替制度「こどもの養育費緊急支援」制度を実施しています。

本市でも、試験的に予算化されてはいかがでしょうか。

次に、2点目の質問です。

質問：2-2

「阪急園田駅前周辺まちづくり協議会」の方から、先日行政側に、まちづくり協議会への出席を投げかけさせていただき、その回答を待っていたが、一向に返事の無い旨をお聞きしました。この事について、現在の対応状況をお教え下さい。

質問：2-3

「阪急園田駅前周辺まちづくり協議会」から行政側へは、具体的にどういった事を強く要望されていますか。

質問：2-4

行政側から、「阪急園田駅前周辺まちづくり協議会」へお願いをされている主な事項とはどのようなものですか。

質問：2-5

行政側から見て、「阪急園田駅前周辺まちづくり協議会」は、多種多様な地元地権者や商店街、及び阪急園田駅利用者の声を集約して、現実的で建設的な提案をされていますか。

質問：2-6

今回の阪急園田駅北側のロータリー整備について、地権者や商店街、及び阪急園田駅利用者への周知は、行政側が行うものですか。阪急園田駅前周辺まちづくり協議会にお任せされたものですか。或いは、双方が行い、地権者や商店街、及び駅利用者へ周知し、意見を求めるものですか。

質問：2-7

現在、事業予定区域内で移転が必要な建物は何件あり、その交渉状況はどうなっているのでしょうか。

質問：2-8

市の計画では、駅前の東園田町会会館の1階に設置されていた交番所が現在の園田東生涯学習プラザ（旧園田地区会館）が取り壊され、その跡地に開設されます。

地域の声は、園田駅前に交番所を残して欲しいと多くの要望が出ています。

犯罪防止の抑止力からも、駅前に警察官の立寄り所やパトカーを停車する、防犯カメラを設置し地域の防犯ボランティア立寄る等、園田駅前に交番所や交番所が変わる建物等を残す考えはありませんか。

質問：2-9

事業期間が令和3年度末とお聞きしていますが、予定通りに完成するのでしょうか。

質問2-10

昭和58年（1983年）37年前に事業認可を取得されました。現在空き地になっていますが、商業施設や市場を利用していた私はその当時は高校生でした。37年もの間、事業が長期間に渡っているのは何故ですか。

質問 2-1-1

園田豊中線から駅にかけて道路が抜ける場所に、信号機と横断歩道を新設する計画があります。現在の園田駅から商店街に抜けるメインの道路の信号と横断歩道は撤去される計画です。交通量調査等を行い、再度、この信号と横断歩道を残していただくように検討していただけないでしょうか。

質問 2-1-2

園田豊中線は、豊中市側に接続されないのに、何故この事業を進めているのでしょうか。